

「三重県手話言語条例」逐条解説

三重県手話言語に関する条例検討会

三重県手話言語条例 (概要)

【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与する

【基本理念】

目的に規定する共生社会の実現は、以下の基本的認識の下に図られる

手話とは

- ①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものである
- ②ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語である

【責務及び役割】

【県の責務】

- ・手話を使用しやすい環境の整備の推進等
- ・観光地等において手話を使用しやすい環境の整備
- ・教育活動等を通じた基本理念に対する県民の理解の促進

【県民の役割】

- (県民)
- ・基本理念を理解するよう努める(ろう者・手話通訳者等)
 - ・基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努める

【市町・関係機関との連携・協力】

- ・県は、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町・関係機関と連携・協力するよう努める

【事業者の役割】

- ・ろう者に対するサービスの提供時又はろう者の雇用時、手話の使用に関して合理的な配慮

施策の推進体制

【計画の策定】

- ・障害者計画において、手話を使用しやすい環境整備に必要な施策を定める

三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。
※同協議会に手話に関する部会を設置

総合的・計画的に推進

【基本的施策】

- ①情報の取得等におけるバリアフリー化等
 - ・県政情報の手話による発信等
 - ・手話による情報取得等のための手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等
 - ・災害時等における手話による情報取得等のための措置
- ②手話通訳を行う人材の育成等
 - ・手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備及び拡充
- ③手話の普及等
 - ・県民が手話を学習する機会の確保等
 - ・県職員に対する手話研修等の実施
 - ・幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組の促進
- ④ろう児等の手話の学習等
 - ・ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上、保護者への手話学習の機会の確保
 - ・聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保
- ⑤事業者への支援
- ⑥手話に関する調査研究の推進

施行日：平成29年4月1日
※計画の策定手続に関する規定は、公布の日に施行

手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める

条例の規定については、施行の状況を勘案し、必要に応じて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

三重県手話言語に関する条例検討会の検討経過

年月日	検討会	概 要
H27.11.11	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・座長及び副座長の選出 ・今後のスケジュールの確認
H27.11.27	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部から現状の説明聴取 ・他県の手話言語条例の調査
H27.12.16	第3回	学識者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・筑波技術大学 大杉豊 教授
H28. 1.18	第4回	意見シートを配付。各委員の意見の提出を依頼
H28. 1.20 ~ 1.22		議員派遣による県外調査 <ul style="list-style-type: none"> ・1月20日 群馬県議会事務局 ・1月21日 全日本ろうあ連盟、神奈川県議会事務局 ・1月22日 鳥取県議会事務局
H28. 2.10	第5回	有識者からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区議会 斉藤りえ 議員
H28. 2.16		議員派遣による県内調査 <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立聾学校
H28. 2.16	第6回	関係団体からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者協会 ・三重県手話通訳問題研究会
H28. 2.26	第7回	・各委員の意見の説明
H28. 3.11	第8回	・条例案の立案に向けた論点整理
H28. 3.22	第9回	・正副座長案の検討
H28. 4.11	第10回	・三重県手話言語条例（仮称）検討会案に対する意見（各会派、執行部）の検討
H28. 4.13 ~ 5.12		パブリックコメント・関係団体等意見照会
H28. 5.24	第11回	・パブリックコメントによる意見及び関係団体からの意見の検討等 条例案確定
H28. 6. 3		・全員協議会にて条例案の説明
	第12回	・条例案の確定等

【前文】

手話は、物の名称や抽象的な概念等を手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要な言語として使用されている。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかしながら、発音訓練を中心とする口話法の導入により、聾学校における手話の使用が事実上禁止されるに至り、手話の使用が制約された時代もあった。

三重県立聾学校においては、昭和五十五年に、全国に先駆けて中学部及び高等部の生徒に対する行事等での説明の手段として手話を取り入れるなど、教育活動において手話を活用した指導及び支援を行っている。

三重県において、このような先駆的な取組が行われているものの、手話に対する県民の理解が十分に深まっているとは言い難い。また、手話通訳を行う人材も十分確保されていない状況にあり、特に手話通訳者が安心して働くことができるよう、手話通訳者の待遇の改善等を図ることが求められている。手話はろう者にとっての声と言ふべきものであり、ろう者が将来にわたって手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図っていくためには、手話に対する理解を深めるとともに、手話通訳を行う人材を育成することが重要である。また、台風等の風水害や大規模な地震災害がしばしば発生している三重県においては、災害の発生時において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を十分に取得することができるようにすることも重要な課題である。

このような状況に鑑み、手話に関する施策を一層推進し、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図ることや、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することが求められている。また、手話に関する施策を推進することは、手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待される。

ここに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

【趣旨】

三重県手話言語条例の制定の趣旨を明らかにしたものである。

前文の第一段落及び第二段落において、手話とはどのようなものか、我が国の手話がどのような経過をたどってきたかを明らかにした。三重県は、全国に先駆けて、聾学校において手話の使用を取り入れていることから、第三段落では、その取組の歴史について明らかにした。

他方で、手話に対する県民の理解や手話通訳を行う人材の確保、災害の発生時における情報の取得等に課題があることから、第四段落において、現状の課題を明らかにした。

第五段落では、以上を踏まえ、本条例において目的とすべきことを明らかにした。また、手話に関する施策を推進することにより、共生社会の実現を図る際には、手話以外の意思疎通の手段（要約筆記、点字など）への理解も深まることが期待され、そのことが手話以外の意思疎通の手段を充実させることに寄与し、もって全ての障がい者の情報の保障を図る契機になることも期待されることから、その点についても前文に規定した。

【本則】

（目的）

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を定めたものである。

本条例は、「手話等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ことにより、「聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした。

【解説】

1 手話が言語であるとの認識に基づき

手話は、ある時期には使用が制約されたこともあったが、現在では、障害者の権利に関する条約第2条において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義されるなど、音声言語と同じ「言語」であること

が認知されるに至っている。我が国の障害者基本法でも、第3条第3号において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定しており、障害者の権利に関する条約の趣旨を確認している。「手話が言語であるとの認識に基づき」とは、このような経緯を踏まえることをいう。

2 手話等に関する基本理念

本条例では、第2条において、共生社会の実現に当たり、手話に関する基本的認識を踏まえることを基本理念としており、その点について規定するに際し、条文の構成の都合上、「手話等に関する基本理念」としているが、ここで「手話等」とは、「手話に関する基本的認識を踏まえた共生社会の実現」のことを指す。

3 手話

「手話」については、日本手話、日本語対応手話、中間型手話など様々なものが存在するとされることから、条例の対象となる手話について議論されたが、手話についても、手話を使う人の状況に合わせて様々な使い分けがあることなどを踏まえ、「手話」の定義は設けず、手話と呼ばれるものを広く条例の対象とすることとした。

4 ろう者

本条例では、手話が言語であるという認識の下、手話の使用しやすい環境の整備を目指す観点から、「聴覚障害者」ではなく、「ろう者」を用いることとした。

「ろう者」は、「聴覚障害者」と同一でないことから、定義を設けるべきであるとの意見も出されたが、

他県の手話言語条例において、定義を設けない例もあること

当事者団体である三重県聴覚障害者協会に聴き取りを行ったところ、「ろう者」という呼称は当事者のアイデンティティに関わる部分であり、この言葉に条例で定義を設けることを必ずしも望むわけではないとの回答が得られたことなどを踏まえ、定義規定は設けないこととされた。

本条例における「ろう者」とは、「聴覚障がいのある者のうち手話を言語として日常生活又は社会生活を営み、又は営もうとする者」である。すなわち、手話を第一言語として使用している者はもちろん、軽度難聴者や中途失聴者であって、手話を使用して流暢に会話はできないものの、手話を学び、生活を営み始めている者も含む。

5 ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会

「共生社会の実現」からさらに一步進んだ形として、「ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会」を目指すべきであるとの議論を踏まえて規定した（なお、共生社会から一步進んだものであることを踏まえ、「実現を図る」ではなく、「実現に寄与する」とした）。

本条例における「活躍」とは、「それぞれの人がチャンスを持ち得る、自分の生きたい方向に向かって一步前を出ていくことができること」という意味合いを有するものと整理した。

（基本理念）

第二条 前条に規定する共生社会の実現は、手話が、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという基本的認識の下に図られるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的に規定する共生社会の実現について、基本理念を定めたものである。

第1条において、「手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、聴覚障がいの有無にかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全にかつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現を図る」ことを目的に掲げており、手話に関する施策については、手話がどのような意義を有するかを理解した上で実施されることが重要であることから、本条を規定した。

本条では、手話について、次の二つの意義を明らかにしている。

手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであること。

手話は、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であること。

【解説】

1 他人

「他人」とは、障害者基本法第22条における「他人」と同意義であり、当事者以外の者全てを指し、家族、親族も含む。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

2 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務を定めたものである。

第1項は、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うことを定めている。

第2項は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者に対する手話を使用しやすい環境の整備を定めている。これは、三重県が観光立県を目指していることを踏まえ、ろう者が観光地等を訪問しやすくなるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めることを特に明文化したものである。

第3項は、基本理念で明らかにされた手話の意義は、本条例の全体に関わる重要な事項であり、その点についての県民の理解を深めることが重要であることに鑑みられたものである。

【解説】

〔第1項〕

1 手話を使用しやすい環境の整備

「手話を使用しやすい環境の整備」としては、手話の普及、手話に関する教育及び学習の振興、手話による情報の発信等、手話通訳者の養成(人材育成)及び派遣などが考えられる。

2 手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮

「手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行う」とは、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における「合理的配慮」を踏まえたものである。

障害者基本法第4条第2項において、「社会的障壁の除去は、それを必要とし

ている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と規定され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条において、行政機関は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に努めるよう規定されている。

「合理的な配慮」については、「障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮」をいうとされている（内閣府ホームページ〔共生社会政策〕「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律についてのご質問と回答」<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65_qa_kokumin.html>）。この「合理的な配慮」の典型例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられている。県は、こうしたことを踏まえつつ、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うことが求められる。

〔第2項〕

1 観光旅客、滞在者及び来訪者

観光旅客だけでなく、出張等で三重県を訪れる者も含めることとされた（日帰りで訪れる者も含まれる）。

2 観光地等

観光地のほか、出張先など観光旅客等が訪れるその他の場所を含む。

〔第3項〕

1 手話通訳者その他手話を使用することができる者

基本理念の理解を深めるに当たっては、手話に通じた者の協力を求めることが適切と考えられることから、「ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て」という文言を規定した。

「手話通訳者」は、意思疎通支援事業における手話通訳者のことをいい、次の表に掲げる者を総称したものである。

〔意思疎通支援事業における手話通訳者〕

	区分	内容
	手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 96 号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者

「地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」

「その他手話を使用することができる者」については、「手話奉仕員」（聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者）などが考えられる。

2 教育活動、広報活動その他の活動

「教育活動、広報活動その他の活動」は、本条例の基本的施策として実施する手話学習会や手話の教育のほか、本条例を周知させるための広報普及活動などを含む。

【その他】

県の責務に関し、「議会の責務（役割）」の規定を設けるべきかどうかについて議論があったが、「県の責務」にいう「県」には議会も包含されていることなどから、「議会の責務（役割）」は規定しないものとした。

（市町及び関係機関との連携及び協力）

第四条 県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町及び関係機関との連携及び協力を定めたものである。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条は、市町村が行う地域生活支援事業として、聴覚障がい者等に対する意思疎通支援を行う者の派遣事業を挙げている。また、市町は、小中学校等の設置者として、教育面において重要な役割を担っている。これらのことから、手話を使用しやすい環境の整備等に当たっては、市町との連携・協力が重要となる。また、パブリックコメント及

び関係団体への意見照会の結果、市町だけでなく、関係機関との連携・協力も重要であり、関係機関についても規定すべきであるとの意見が寄せられた。

以上の点に鑑み、県は、手話を使用しやすい環境の整備及び基本理念に対する県民の理解の促進に当たっては、市町及び関係機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする規定を設けた。

市町においても手話の普及等を積極的に推進されるよう、市町の責務（役割）を規定すべきとの意見も出されたが、地方分権一括法の制定以来、県と市町は対等の関係であることを踏まえ、「市町の責務」としては規定しないものとした。

（県民の役割）

第五条 県民は、基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者及び手話通訳者等は、県の施策に協力し、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の役割を定めたものである。

第1項は、県民は、基本理念を理解するよう努めるものと規定した。基本理念で明らかにされた手話の意義についての理解を深めることが重要であることに鑑みたものである。

第2項は、ろう者及び手話通訳者等の役割を規定した。ろう者及び手話通訳者等は、手話に通じており、基本理念の理解を促進することや手話の普及に積極的な役割を果たし得ることに鑑みたものである。

（事業者の役割）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者の役割を定めたものである。

ろう者は、日常生活及び社会生活を営む上で、様々なサービスの提供を受ける機会や、就労する機会があるが、その場面においては意思疎通を図ることが欠かせな

い。そのため、ろう者が円滑にサービスの提供を受け、また、就労するためには、手話により意思疎通を図ることができるようにすることが望まれる。そこで、事業者に対し、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して合理的な配慮を行うよう努めるものと規定した。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律第 36 条の 3 は、事業主に対し、雇用する労働者が障がい者である場合に、労働者の障がいの特性に配慮した合理的な配慮を行うことを義務付けているが、本条例案では、それを踏まえつつ、さらに手話の使用に特化して合理的な配慮を定めていることから、その点を考慮し、努力義務としている。

【解説】

1 事業者

「事業者」については、医療、商業、工業、金融業その他の事業を行う者の総称である。営利事業であるかどうかを問わず、法人格を有するかどうかを問わない。

2 サービスを提供する

「サービスを提供する」とは、事業者が行う役務の提供（他人のために行う種々の労務又は便益の提供）のことをいう。

3 手話の使用に関して合理的な配慮を行う

「手話の使用に関して合理的な配慮を行う」とは、ろう者が手話を使用してサービスの提供を受けたり、就労している際に手話により意思疎通を図ることができたりするように配慮することをいう。必ずしも従業者が直接手話で意思疎通を図る必要はなく、手話通訳者等を介してでもよい。「合理的な配慮」については、第 3 条において示したように、実施に伴う負担が過重でない範囲で行われるものである。

第七条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、第一項に規定する施策の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策についての計画に関して定めたものである。

第1項は、障がい者施策について、障害者基本法に基づき障害者計画を策定するものとされていることを踏まえ、障害者計画において、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策について定めるものとした。なお、第1項において、主体が「県」となっているのは、手話を使用しやすい環境の整備に関しては、知事だけでなく、教育委員会等の関わりも重要であることに鑑みたものである。

第2項は、障害者計画において、本条例に基づく施策について定めるに当たり、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとした。第1項の規定による計画は、障害者計画の一部を構成しており、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないことを明確にするため、注意的に規定した。本項において、主体が「知事」になっているのは、障害者計画及び三重県障害者施策推進協議会を知事が所管していることに鑑みたものである。

なお、本条例に基づく施策に係る部分については、同協議会の部会において調査審議を行うことが予定されており、附則において同協議会に部会を置くことができる規定等を新設する改正を行うこととしている。

第3項は、第1項に規定する施策を変更する場合にも、策定の場合と同様の手続をとることを明らかにするため、変更への準用を定めたものである。

(情報の取得等におけるバリアフリー化等)

第八条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。

2 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報の取得等におけるバリアフリー化等について定めたものである。

第1項は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、手話による情報の発信等に努めるものとした。

第2項は、ろう者が日常生活において、手話による情報の取得、意思表示、他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとした。

第3項は、災害時等において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

なお、「他人」の意義については、第2条の解説参照。

【解説】

〔第1項〕

1 手話による情報の発信等

「手話による情報の発信等」は、県が手話により県政情報を発信する場合のほか、ろう者からの意見を県が手話を介して受け取る場合を含む。

2 情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ

手話による情報の発信等に関しては、手話通訳者を県庁舎に配置して行うものに限らず、情報通信技術を用いて行うことも考えられるが、情報通信技術の進展によって、かかるサービスの提供方法等が変わる可能性を踏まえ、柔軟に対応していくことが望まれるとの観点から加えたものである。

〔第2項〕

1 手話通訳者等の派遣

「手話通訳者等」については、第3条で解説したとおりである。手話通訳者以外の者としては、手話奉仕員が該当する。これは、現行の意思疎通支援事業においては、原則として手話通訳者を派遣することとされているが、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員についても、当面、派遣することができることを考慮したものである。

2 拠点の機能の確保及び拡充等

「拠点の機能の確保及び拡充等」は、県の拠点の機能を確保したり、拡充したりする場合のほか、他の主体が拠点を設置する場合に支援を行うことなどが考えられる。

〔第3項〕

1 市町その他の関係機関との連携等必要な措置

災害時等の対応は、第一義的には市町が行うこと等を踏まえたものである。

手話通訳者等の派遣については、「必要な措置」に含まれる。

(手話通訳を行う人材の育成等)

第九条 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話通訳を行う人材の育成等について定めたものである。

本条では、手話通訳者等の育成だけでなく、指導者の育成についても規定したほか、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受けられる体制の整備及び拡充に努めるものとした。

【解説】

1 手話通訳者等

「手話通訳者等」については、第3条で解説したとおりである。

前段の「手話通訳者等」(手話通訳者等及びその指導者の育成)については、幅広く人材を確保するという見地から、第3条と同様に、手話奉仕員以外の者を含む。

後段の「手話通訳者等」(手話通訳者等の派遣等)については、第8条と同様である。

2 派遣等

「派遣等」については、手話通訳者、手話通訳者と同等と認められる手話奉仕員を派遣する場合のほか、情報通信技術を利用して手話通訳を行うサービスを実施することが考えられる。

3 市町その他手話通訳事業を行う者と連携して

意思疎通支援を適切に受けられる体制の整備に当たっては、意思疎通支援事業を行う者との連携が必要になる。現在、市町が意思疎通支援事業を行うものとされている(第4条の趣旨参照)が、そのほかに、身体障害者福祉法第27条は、「国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、手話通訳事業を行うことができる。」と規定しており、市町以外の者が手話通訳事業を「第二種社会福祉事業」として実施することもできる。そこで、「市町その他手話通訳事業を行う者と連携して」と規定し、これらの者との連携を図ることを含めた。

(手話の普及等)

第十条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。

3 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、手話の普及等について定めたものである。

第1項は、ろう者が手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むには、手話により他人と意思疎通を図ることができるようにする環境を整備する必要がある、県民が手話を学習する機会を確保することが重要であることに鑑みたものである。

第2項は、本条例の施策である県政情報の発信等を行うには、県の職員が手話を学習することが重要であることから、特に規定したものである。

第3項は、聴覚障がいのない幼児、児童、生徒等に対し、若年期から手話の教育を行うことは、共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、県は、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとした。

【解説】

〔第1項〕

1 市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して

手話の学習の機会を確保するに当たっては、意思疎通支援事業を行う市町などのほか、手話に通じているろう者や手話通訳者等の協力を得ることが有益であることから、「市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して」との文言を規定した。

2 手話を学習する機会の確保等

県が手話講習会を主催する場合のほか、市町その他の関係機関が主催する講習会を後援するものなどでもよい。

〔第3項〕

1 幼児、児童、生徒及び学生

本項における「幼児、児童、生徒及び学生」については、聴覚障がいのない者を指しており、聴覚障がいのある者に対する手話の教育については、第11条による。

本項の「手話を学習する取組」は、学校での教育が念頭に置かれているが、それに限定するものではなく、保育所等で行われるものでもよい。その観点からは、「幼児、児童、生徒及び学生」は、学校教育法における幼児、児童、生徒、学生と同意義又はそれよりも少し広いものと解される。それぞれの用語について、概ねの目安は、次のとおりである。

幼児：幼稚園に在籍する者又は保育所に通所する者(満三歳以上の子を想定)

児童：小学校(義務教育学校前期課程〔 〕を含む。)に在籍する者

生徒：中学校(義務教育学校後期課程〔 〕を含む。)、高等学校(専攻科を含む。)、中等教育学校に在籍する者

学生：大学(短大、大学院を含む。)、高等専門学校に在籍する者及び専修学校に在籍する者

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)により、小中学校を一体化した学校として「義務教育学校」が創設された。

なお、大学については、「大学の自治」(憲法第23条に由来)が保障されていることに鑑み、本項では、大学に直接義務付けをしないよう、県の施策の規定に「学生」を入れている。

2 促進

「促進」については、実施と支援の双方を含む。これは、手話を学習する取組が主に学校や保育所において行われることが考えられる一方で、市町や学校法人など県以外の者が主体になるものも少なくないことに配慮したものである。

(ろう児等の手話の学習等)

第十一条 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。

4 県は、前三項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとする。

【趣旨】

本条は、ろう児等の手話の学習等について定めたものである。

本条は、学校での教育に関する規定であることから、「学校の設置者」の施策と規定することも考えられるところであるが、「学校の設置者」と規定した場合、学校を設置する市町及び学校法人に直接義務を課すこととなるため、県の条例に市町の責務は規定しないとする方針との整合性を考慮し、「県」の施策としている。

第1項は、県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（ろう児）が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

第2項は、ろう児を持つ保護者が、子と円滑に意思疎通を図ることができるようにするには、保護者が手話を学習することも重要であることから、ろう児の保護者に対する学習の機会を確保することや手話に関する教育についての相談・支援に努めるものとした。

第3項は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保とその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保に努めるものとした。

第4項は、第1項から第3項に掲げる施策を推進するため、市町その他の関係機関と必要な連携を図るものとした。これは、学校には、市町が設置するものや学校法人が設置するものなどがあり、ろう児に対する手話の教育を十分に行うためには、市町等との連携が不可欠であることに鑑みたものである。

【解説】

〔第1項〕

1 聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒

「聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒」については、学校教育法における幼児、児童、生徒と同意義であり、ここでの「幼児」には、保育所に通所する者は含まれない。

主に聾学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部に在籍する者と各学校の特別支援学級（難聴学級）に在籍する者が考えられるが、聴覚障がいのある者であれば、聾学校や特別支援学級（難聴学級）以外に在籍している者も含む。

2 手話を獲得する

「手話を獲得」するとは、手話を第一言語として使用することができるようになることをいう。言語学の領域において、人が特定の言語を使用することができるようになることを「言語獲得」といい、特に、幼児期に行われる第一言語の獲得のことを指すとされている。手話も言語であり、その習得については、音声言語と同様に考えられることから、手話を第一言語として使用することができるようになるメカニズムを「手話の獲得」と表現した。

3 手話により各教科等を学習する

「手話により各教科等を学習」するとは、国語、算数（数学）、理科等の教科などを手話により学ぶことをいう。

4 手話を学習する

「手話を学習する」とは、手話そのものを学習することをいう。手話の学習について具体的にどのように教えるかについては、学校の裁量に委ねられる（学習指導要領との関係上、本項は手話をカリキュラムとして教えることを求めるものではないことが確認された）。

〔第3項〕

1 聴覚障がいのある乳児

聴覚障がいのある乳児については、幼児と別に規定した。これは、学校教育法上、乳児への教育に関する規定がなく、乳児期の教育を学校に行わせる旨を規定してよいか疑義がありうることに配慮したためである。聴覚障がいのある乳児への教育については、学校に限定しない規定にしており、保育所等で手話に触れる取組を行うことも可能としている。「手話を獲得する」は、第1項における解釈と同じである。

(事業者への支援)

第十二条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業者への支援について定めたものである。

事業者がろう者に対しサービスを提供するときや、ろう者を雇用するときにおいて、手話の使用に関して配慮することができるようにするため、一定の取組が求められるが、事業者には大小様々な形態があり、事業者の取組を広げていくためには、県が積極的に支援を行っていくことが重要である。こうしたことに鑑み、事業者への支援に関する規定を設けたものである。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

【趣旨】

県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとした。

手話も、音声言語と同じく、自然発生的に生まれてきたものであり、地域によって様々な手話(手話方言)が存在するほか、新しい手話も生まれてくる。その地域においてどのような手話表現が生まれてきたか、新しい事象を手話でどのように表現するかなどといったことを調査研究することは手話の発展において重要なことである。こうしたことに鑑み、ろう者や手話通訳者等が行う手話に関する調査研究やその成果の普及に県が協力すべきことを規定したものである。

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、財政上の措置について定めたものである。

条例に基づく施策を推進するに当たっては、一定の財政措置が必要になることから、その点を担保するため、財政上の措置の規定を設けた。

【附則】

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第七条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する

【趣旨】

本条は、条例の施行日について定めたものである。

本条例に基づく施策を実施するに当たっては、計画を策定する必要があるほか、一定の周知期間等が必要となる。その点を勘案すると、計画の策定は速やかに開始することができるようにしつつ、条例本体が施行されるまでに一定の期間を設けておくことが望ましいと考えられる。そこで、計画の策定手続に関わる規定（第7条及び附則第3項〔三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正〕）を公布の日に施行し、その他の規定を平成29年4月1日に施行することとした。

(検討)

- 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【趣旨】

本条は、条例の見直しに関する規定である。

パブリックコメント及び関係団体への意見照会の結果、条例の見直しに関する規定を設けるべきであるとの意見が寄せられたことを踏まえ、条例の見直しに関する規定を設けるものとした。

本条では、見直しの年限は設けず、随時見直しを行う規定としている。

(三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

3 三重県障害者施策推進協議会条例(昭和四十六年三重県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、同条の前に次の一条を加える。

(部会)

第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選によつて定める。

第六条を第七条とし、第五条第三項中「会長及び委員」を「会長、委員及び専門委員」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。

【趣旨】

本条は、第7条の計画の策定に関し、三重県障害者施策推進協議会に部会を置いて調査審議を行うことができるよう、部会の規定の新設等を行うものである。

改正の具体的な内容は、専門委員に関する規定の新設(これに伴う他の条文の改正を含む。) 部会の規定の新設、である。

【解説】

1 専門委員の規定の新設

部会の構成員について、当事者などが十分に参加することができるようにすべきであるとの意見を踏まえ、専門委員の規定を整備するものである。

専門委員の任命資格については、「学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者」を頭出しするにとどめ、「関係行政機関の職員」を外している（同協議会の委員の規定では、関係行政機関の職員も頭出しされている）。これは、専門委員として、当事者などを中心に選任することを踏まえたものである。

ただし、「その他知事が必要と認める者」を任命することも可能としており、部会の運営上関係行政機関の職員が必要と考えられる場合に、当該職員を任命することを妨げるものではない。

なお、専門委員を置くことができる規定の新設に伴い、専門委員の報酬及び旅費の支給に関する規定の整備が問題となるが、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の現行の規定により対応することができるため、この点についての整備は不要と整理した。

2 部会の規定の新設

障害者計画において、本条例に基づく施策について定めるに当たり、三重県障害者施策推進協議会の部会において調査審議を行うことができるよう、同協議会に部会を置くことができる規定を新設するものである。

なお、当該改正は、附属機関の設置条例に関する改正であるが、当県議会では、附属機関の設置条例を議員が提案することも可能と解する前提に立ち、立案を行った。

【議員が提案することも可能であるとする根拠】

- ・附属機関については、執行機関のための補助的な機関ではあるが、長の権限の分掌組織ではなく、独立性を有するものである。
- ・地方自治法第138条の4第3項に、条例の提案権を長に専属させる明文の根拠がない。

地方自治制度研究会『地方自治法質疑応答集』（第一法規株式会社）1243 1244頁